

京都芸術大学大学院芸術研究科 博士課程学位審査規程

(出願の要件)

第1条 課程博士の学位を取得しようとする者は、以下の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 本大学大学院芸術研究科博士後期課程における修了までの在学期間が3年以上（見込含）であること。ただし、京都芸術大学大学院学則第37条の第2項第3号に該当するものについては、在学期間2年以上で足りるものとする。
- (2) 所定の授業科目について修得すべき単位数以上を修得又は修得見込みであること。
- (3) 必要な研究指導を受けていること。

(出願期間及び提出物)

第2条 博士の学位を取得しようとする者で、当該年度の3月末修了見込み者にあつては定められた日までに、次の各号に掲げる書類を、専攻長を経て研究科長に提出するものとする。ただし、第2号、第3号及び第5号については、1部を原本とし、第4号は、第3条第3項の申請を行う者のみ提出するものとし、第6号の提出の有無については、指導教員の指示によるものとする。

- (1) 学位論文審査願（目録を含む） 1部
- (2) 学位申請論文 5部
- (3) 学位申請論文要旨 5部
- (4) 博士後期課程入学後の作品 2点以上（作品審査を伴う場合）
- (5) 履歴書 5部
- (6) 参考となる他の論文等 5部

2 博士の学位を取得しようとする者は、第2条第1項の博士論文審査願に先立ち、原則として、入学年度から修了までの各年度の所定の期日までに、同項の提出論文に関わる研究業績を以下の各号に定めるとおり研究科委員会に提出しなくてはならない。

- (1) 研究業績を示すものとしては、査読を要する学術誌（本学大学院紀要含む）での論文等公刊、及び専門の学会での発表とする。
- (2) 提出物は、学術誌掲載論文等の抜刷もしくは複写とし、電子ジャーナル等、インターネット上で閲覧できる場合は、その業績が掲載されたURL又はDOIでも可とする。ただし、専門の学会での発表については、発表の日付や場所が記録された発表要旨集（Proceedings）の複写、その他発表を証明するもの（学会発表受理メールなど）と要旨を提出すること。
- (3) 第3条第2号により学位論文を提出する場合を除き、博士後期課程在学中に提出する論文のうち、一部は、学外の査読を要する学術誌に掲載された論文でなくてはならない。

3 前項に定める各年度の研究業績提出がなかった場合、予備審査を経て学位申請を行うことができる。

4 前項の予備審査に当たっては、次の各号に掲げる書類を定められた日までに指導教員を経て、専攻長に提出することとする。ただし、第2号及び第3号については、一部を原本とし、第4号に作品を含む場合は、当該作品の写真又は他のメディアを提出するものとする。

- (1) 学位論文予備審査願（目録を含む） 1部

- (2) 学位申請論文草稿 5部
- (3) 学位申請論文の要旨 5部
- (4) その他の参考資料等 5部

5 予備審査の審査員は、専攻長と指導教員との合議により、大学院担当教員あるいは学内外の有識者から3名を選出する。ただし、予定されている学位申請論文に作品審査を伴う場合は、1名増員することができる。

6 予備審査の審査員は、予備審査願の提出より原則60日以内に、研究科長へ第2条第1項の申請についての可否を報告するものとする。

(提出論文の書式等)

第3条 第2条第1項第1号、第3号及び第5号は、別紙の指定書式とする。

2 論文で審査を受ける場合の書式及び体裁等については、次のとおりとする。

- (1) 文字数は、120,000字以上140,000字以内（ただし、目次、図版、挿図、注釈及び表などは含まない。）とする。
- (2) 書式形態は、A4縦判横書（段組なし、40字×25行、1ページあたり1,000字）もしくはA4縦判縦書（2段組、1段35字×30行、1ページあたり2,100字）のいずれかに準ずる。
- (3) 表紙は、別に定める書式に準ずる。

3 論文及び作品で審査を受ける場合の書式及び体裁等については、次のとおりとする。

- (1) 文字数は、40,000字以上60,000字以内（ただし、目次、図版、挿図、注釈及び表などは含まない。）とする。
- (2) 書式形態は、A4縦判横書（段組なし、40字×25行、1ページあたり1,000字）もしくはA4縦判縦書（2段組、1段35字×30行、1ページあたり2,100字）のいずれかに準ずる。
- (3) 表紙は、別に定める書式に準ずる。
- (4) 作品は、博士後期課程入学後に制作した作品2点以上、及び関係資料を提出すること。
- (5) 本号による単位満期退学者による申請の場合も、博士後期課程入学後に制作した作品2点以上、及び関係資料を提出すること。ただし、予備審査の時点で学位申請論文に関係する作品でないと判断された場合は、その作品を学位申請から除外するものとする。
- (6) 提出論文の内容は、上記作品に係わる「作家研究」、「素材研究」、「技法研究」、「理論研究」等とする、ただし、指導教員が特に認めた場合はこの限りではない。

4 博士後期課程在籍中に提出された研究報告のうち、日本語による既発表学術誌論文は、学位申請論文に含めることができる（複数可）。その場合において、既発表論文の抜刷もしくはA4判複写とともに、上記各号の書式の指定文字数から既発表論文の文字数を減じた論文を減じた論文を提出するものとする、。

5 年度ごとの研究報告として提出した専門学会での発表要旨について、同内容の論文が学術誌で公刊されている場合は、その論文を学位申請論文の一部とすることができ、公刊されていない場合は、発表内容を第3項各号による論文としてまとめることで、学位申請論文の一部とすることができる。

6 日本語以外の学術誌論文については、掲載誌の書誌情報を添えて同内容の日本語論文を第3

項各号により作成し、学位申請論文の一部とすることができる。ただし、既発表論文に加筆して学位申請論文の一部とする場合は、既発表論文の書誌情報とともに、修正箇所と変更内容を註で明示するものとする。

(審査委員の選出)

第4条 第2条第1項各号の提出があった場合、当該出願者所属の専攻長は、博士論文審査等委員推薦書を研究科長に提出し、審査・試験を行う主査1名、副査2名以上(学外有識者を1名含む)を決するものとする。

2 前項で選出された主査、副査は、学内規程に準じて審査報酬を受けることができる。

(審査及び試験)

第5条 主査は、審査の日程や細目について、副査と合議し決定するものとする。

2 学位論文審査は、主査、副査が選出された日より、原則100日以内に終了しなければならない。

3 学位論文の審査終了後、原則14日以内に当該論文に係る専門分野及びその関連分野に関する学識について、口頭試問又は筆記試験を行うものとする。

4 前項の実施に先立ち、論文公開発表会を行うものとする。

5 主査は、学位論文審査及び口頭試問又は筆記試験の結果につき、副査より「学位(博士)審査結果概要」の提出を受け、合議により可否を決する。ただし、審査及び試験における最終判定責任は主査に帰するものとする。

6 主査は、出願者の所属専攻長に「学位(博士)審査報告書」をもって可否を通知するものとし、専攻長は、その通知に基づき、研究科委員会開催を研究科長へ求めるものとする。

(学位授与の議決)

第6条 前条第6項の通知により、研究科委員会は、学位授与の可否について審議し、学長が決定するものとする。ただし、衆議一致せぬ場合は、可否いずれも2/3以上の得票をもって決する。

2 前項の内容は、議決後、原則7日以内に研究科長が出願者に通知するものとする。

(細則等の委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、博士学位論文の審査について必要な事項は、研究科委員会が別に定めることができる。

(正本等の提出)

第8条 審査及び試験に合格した者は、論文正本1部と写し2部、論文の全文及び要旨の電子データを研究科長へ提出しなければならない。ただし、提出のない場合は、学位の授与を行わない場合がある。

2 論文正本の書式については、別に定める。

(学外者の学位審査)

第9条 大学院学則第38条第2項に定める本大学院を修了しない者に対する学位審査については、別に定める。

(申請手数料及び審査料)

第10条 本大学院博士課程の学位審査において、申請手数料及び審査料は、次のとおりとする。

(1) 入学より6年以内は審査料を徴収しない。ただし、休学期間はこれに算入せず、留学期間

はこれを算入する。

- (2) 前号が適用されるのは、単位修得満期退学者とし、退学後も研究・制作を継続していると専攻会議及び研究科委員会が認めたものに限る。
- (3) 申請手数料については、在学期間中を無料とし、第1号に該当する場合でも、在籍しない者は35,000円を納入するものとする。
- (4) 納入に関する手続き及び方法は、別に定める。

(適用対象)

第11条 この規程は、2020年度以降の入学者から適用するものとする。

- 2 2021年6月7日の改定に遡る日付の各種提出物についても、改定後の規程を準用することを可とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、課程博士の学位授与に関わる内規は廃止する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。